






新規商工会会員のご紹介

令和2年3月現在の会員数：1,713件 ※順不同

 食堂	合同会社 コネクト 飲食業 港1-15-27 1F Tel. 070-6594-4927		SUNABA (スナバ) 居酒屋 呉我110 Tel. 080-4355-9021	 古民家おれん家 宿泊業 中山72 Tel. 080-3965-8101
	mousa (ムーサ) 記念ボトル制作 喜瀬133 Tel. 080-6489-9898		パーラー爆弾屋 飲食店 宮里5-16-3 Tel. 090-6771-1891	合同会社 SIMA 建設業(防水工事) 辺野古827-1 2F Tel. 080-6491-5885

令和元年4月商工会理事会

令和2年4月16日に名護市商工会第1回理事会が開催されました。承認された議案は以下の通りです。

- ・議案1：新規会員加入申込みの承認について
7件の事業所が承認されました。
- ・議案2：令和元年度名護市商工会事業報告書及び一般会計収支決算書、貸借対照表、財産目録の承認について
- ・議案3：令和2年度名護市商工会事業計画書(案)及び一般会計収支予算書(案)の承認について
- ・議案4：名護市商工会定款の一部改正(案)の承認について
- ・議案5：名護市商工会女性部役員改選に伴う四役の承認について
- ・議案6：第2回(5月定例)理事会開催日の変更について(案)
- ・議案7：令和2年度名護市商工会総代会の開催方法及び議長選出について

法律無料相談会のお知らせ

名護市商工会では、ていだ法律事務所のご協力をいただき、下記要領で月一回の無料法律相談会を開催しております。お気軽にご相談下さい。

日 時：毎月第三土曜日開催
場 所：名護市商工会
対 象：名護市商工会会員
予 約：要事前予約(相談日の週の火曜日午後5時まで)
Tel. 0980-52-4243 担当：照屋



社労士無料相談会のお知らせ

名護市商工会では、グッジョブ相談ステーション、働き方改革推進センターのご協力をいただき、下記要領で月一回の社労士無料相談会を開催しております。新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金利用相談も可能ですので、是非ご利用下さい。

日 時：5/13(水)、5/20(水)
場 所：名護市商工会
対 象：名護市商工会会員
予 約：要事前予約(定員次第で切)
Tel. 0980-52-4243



名護市商工会 行事経過及び予定

4月	内 容	場 所	5月	内 容	場 所
1日(水)	辞令交付式	名護市商工会	7日(木)	(5月定例)三役会	名護市商工会・会議室
8日(水)	広報委員会	名護市商工会・会議室	〃	広報委員会	オンライン開催
9日(木)	(4月定例)三役会	名護市商工会・会議室	12日(火)	組織強化委員会	名護市商工会・会議室
14日(火)	組織強化委員会	名護市商工会・会議室	14日(木)	(5月定例)理事会	名護市産業支援センター
16日(木)	(4月定例)理事会	名護市商工会・会議室	19日(火)	金融審査委員会	名護市商工会・会議室
17日(金)	特産品支援委員会	名護市商工会・会議室	20日(水)	令和2年度名護市商工会通常総代会	名護市市民会館・中ホール
21日(火)	金融審査委員会	名護市商工会・会議室	27日(水)	令和2年度県連総会	那覇市

From 名護市民は市産品及び市内事業所を利用しましょう!

商工会

2020年5月号(第93号)
発行/名護市商工会 編集/広報委員会
〒905-0017名護市大中1-19-24 会長 金城哲成
電話/0980-52-4243 FAX/0980-53-7204

新型コロナウイルス感染症拡大防止 及び事業者への緊急支援要請



写真：要請書を渡具知武豊市長(左)に報告する名護市商工会 金城哲成会長(右)、(公財)名護市観光協会 前田裕子理事長(右)

新型コロナウイルスにより市内企業・事業者には深刻な影響が出ていることから、名護市商工会及び(公財)名護市観光協会は4月16日(木)名護市に対し感染拡大防止及び事業者支援の要請を行いました。

要請の具体的内容としては「市内における感染拡大防止策の強化」「企業に対する経営支援や税制支援・雇用対策助成の拡充」「消費喚起と生活支援を目的とした給付金」「事態収束後の対策を早期に整えること」などが盛り込まれています。

名護市商工会窓口相談体制について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、名護市商工会では現在**予約制での経営相談**を行っております。会員の皆様にはご不便をお掛けしますがご協力をお願いいたします。また、電話相談についても是非積極的にご利用下さい。

なおゴールデンウィーク期間中の公休日(4/29・5/4・5/5・5/6)についても窓口相談を行っておりません。金融相談、経営相談、支援制度についてなど、お気軽にご相談下さい。

予約・電話相談先：TEL (0980) 52 - 4243
窓口相談対応時間：9時～16時(12時～13時を除く)

※GW期間中の公休日(4月29日(水)・5月4日(月)・5月5日(火)・5月6日(水))窓口相談対応いたしません。



令和2年度 名護市商工会通常総代会の開催自粛について

令和2年5月20日(水)開催予定の令和2年度名護市商工会通常総代会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十分に感染防止対策を行った上で総代のみでの開催、もしくは書面決議での開催を予定しております。なお、懇親会及び表彰式の開催については自粛いたします。ご了承の程、宜しくお願いいたします。

女性部新役員紹介

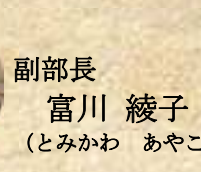


部長
佐久川 洋子
(さくがわ ようこ) 副部長

名護市商工会女性部部長を拝命しました佐久川 洋子と申します。「出来る時に、出来る人が、出来る事をやる!」「楽しく!」をモットーにこれからも豊かな街づくりに役立つ女性部として、女性らしい視点から取り組んでまいります。今後とも名護市商工会女性部へご支援ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



副部長
福澤 奈美
(ふくざわ なみ)



副部長
富川 綾子
(とみかわ あやこ)



副部長
新里 直子
(しんざと なおこ)



女性部新役員一覧

役職名	氏名	事業所名	役職名	氏名	事業所名
部長	佐久川 洋子	かもん	常任委員	出口 阿都子	ナリスビューティーステーション名護
副部長	福澤 奈美	ホテルゆがふいんおきなわ	"	久高 玲 蘭	耳つぼダイエットれいらん
"	富川 綾子	AsianMassage RUNGJAY	"	金居 良子	Atelier Calli (アトリエ カリイ)
"	新里 直子	新里直子琉舞道場	"	松田 宏美	松田宏美琉舞練場
常任委員	町田 浩美	ミニクラブ 水華	"	嘉陽 裕美子	株KOUKEN
"	金城 末子	カフェー 美	"	鳥 袋 香那子	香り
"	宮城 リーミ	カフェー ヴィーナス	監査委員	宮 里 すえ子	手あそび彩り
"	當 眞 洋子	天下一商事	"	喜屋武 千賀子	(有)喜屋武食品

新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援制度について

現時点で判明している新型コロナウイルス感染症被害に対する事業者向けの支援制度の概要についてご案内いたします。各制度の詳細や最新の情報、不明点についてはお気軽に名護市商工会(TEL52-4243)までお問合せ下さい。

支援制度について(助成金・給付金等)

(1) 雇用調整助成金

- ◆ 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の休業・研修等を行い、従業員に対して手当を支給する事業者。
- ◆ 内容：手当金の一部を助成
- ◆ 手続・窓口：労働局(ハローワークに相談窓口開設あり)
- ※ 申請を希望する場合、事前に社労士や窓口での相談をおすすめします。
- ※ 社労士への相談については商工会での無料相談会等もご活用下さい。

(2) 持続化給付金

- ◆ 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少した個人事業者・法人。
- ◆ 内容：最大100万円(法人については最大200万円)の給付
- ◆ 手続・窓口：窓口・申請方法については調整中です。4月末~5月上旬にかけて発表が予定されています。

融資制度について

(1) 中小企業セーフティーネット資金(沖縄県制度)

- ◆ 融資対象：県内で3か月以上事業を営んでいる新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者
- ◆ 金利：0.9%
- ◆ 融資条件：運転資金7年間(据置1年以内)
- ◆ 窓口：商工会・名護市にて証明書を取得後、取扱金融機関にて相談

(2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(国制度)

- ◆ 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が5%以上減少している事業者
- ◆ 金利：基準金利(当初3年間は基準金利▲0.9%)
※ 基準金利は1.07%を基準に返済期間により変動
- ◆ 融資条件：運転資金15年間(据置5年以内)
- ◆ 窓口：商工会、沖縄振興開発金融公庫
- ※ 公庫既存融資についても借換の相談が可能です。

商工会斡旋による沖縄振興開発金融公庫融資制度(マル経融資制度)についても新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所に対する融資枠の増額を行っています。各制度の比較や疑問点についてはお気軽に商工会までご相談下さい。

新 職員紹介

経営指導員
宇茂佐 英樹
(うもさ ひでき)
(糸満市商工会より異動)



経営指導員
照屋 貴大
(てるや たかひろ)
(新任)



スーパーバイザー
鎌本 洋一
(くわもと よういち)



会員の皆様
よろしくお願ひします!



職員リレー通信 第38回

補助員

花城 あゆみ



こんにちは、今回は私が担当しています労働保険の年度更新についてです。労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険率を乗じて算定し、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算する事になります。事業主は、前年度の保険料の精算と新年度の概算保険料を申告・納付の手続きが必要になります。これが「年度更新」の手続きです。この年度更新の手続きは毎年6月1日から7月10日までの間に行うことになっています。また、令和2年4月1日からは65歳以上の労働者も雇用保険料の納付が必要となりますので、被保険者本人の負担分徴収を忘れないようにお気をつけ下さい。

最後に、新型コロナウイルスの感染増加に対応する緊急事態宣言が全都道府県に拡大されました。当会では沖縄県融資制度「中小企業セーフティーネット資金」等、幅広く経営相談に応じておりますので、是非当会までお問合せくださるようお願いいたします。